

矢吹町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の公募要領

1 趣旨

農業委員会等に関する法律第19条の規定に基づき、矢吹町農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）になろうとする者の公募を行います。

2 公募の人数 10名

3 資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
ただし、次の各号のいずれにも該当しないことが必要です。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 町の議会議員、一般職員
- (4) 県知事及び町の農業委員会より違反転用等の行政指導を受けている者

4 公募期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月30日（木）まで

5 応募方法

応募届出書に必要事項を記入し、役場1階農業委員会へ持参してください（受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分）。

6 応募の情報の公表

公募にあたり提出された応募届出書のうち、住所及び連絡先以外の情報について、公募の期間中と期間終了後、公表するとともに、農業委員会において閲覧に供します。

7 選考方法

公募に当たり提出された応募届出書のほか、必要に応じ面接を実施し、これらを踏まえて選考します。なお、面接を実施する場合、実施時期は5月下旬となる見込みです。

また、選考に当たっては、矢吹町の農地利用の最適化を図るために、主体的に熱意をもって活動できる方であることを重視します。

8 選考結果の通知

結果については書面をもって応募した方全員に通知します。

※電話等での結果に関する等い合わせにはお答えできません。

9 その他

(1) 公募に当たり提出いただいた書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(2) 選考の結果、候補者になった方は、農業委員会が推進委員として委嘱します。

10 推進委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

11 報酬

年額 240,000 円

その他、必要に応じて費用弁償があります。

12 問い合わせ先

〒969-0296 矢吹町一本木101番地

電話 0248-42-2115 (内線 354)

矢吹町農業委員会事務局 (役場1階)

【参考】

推進委員の主な業務

(1) 農地利用の最適化のための活動

具体的には、農地等の現地確認を行い、農地バンクへ登録する農地の掘り起こしや、農地を利用したいという農業者との調整などを行います。

(2) 農地の権利移動の許可その他農業委員会が行うべき事務に関する現地の確認と、申請者への聞き取り調査

(3) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に対する意見の申出

(4) 月1回(必要に応じて複数回)開催する農業委員会総会に出席し、農業委員会総会に付議される議案について、意見を述べます。